7　第２次試験

⑴　試験種目　専門試験（記述式）、政策論文試験及び人物試験（専門試験（記述式）の出題分野は別記のとおりとする。）（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　専門試験（記述式）及び政策論文試験　平成24年５月27日（日）

人物試験　平成24年５月29日（火）から６月15日（金）までの間の指定する日

なお、性格検査は平成24年５月27日（日）に行う。

⑶　試験地　次表に掲げる第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地で受験すること。

なお、第１次試験を受験した都市に対応した第２次試験地が２か所ある場合は、いずれかを第１次試験合格通知書及び第２次試験通知書で指定する。

第　１　次　試　験　地	第２次試験地
札幌市	札　幌　市
盛岡市　仙台市	仙　台　市
千葉市　東京都　新潟市　長野市	さいたま市 東　京　都
静岡市　名古屋市　金沢市	名古屋市
京都市　大阪市　神戸市	大　阪　市
松江市　岡山市　広島市	広　島　市
高松市　松山市	高　松　市
福岡市　北九州市　熊本市　鹿児島市	福　岡　市
那覇市	那　覇　市

8　最終合格者発表　平成24年６月25日（月）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市 仙台市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
千葉市 東京都 新潟市 長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
静岡市 名古屋市 金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
京都市 大阪市 神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
松江市 岡山市 広島市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
福岡市 北九州市 熊本市 鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

③　申込受付期間　平成24年４月２日（月）から４月３日（火）まで

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年４月３日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び第１次試験の試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

②　申込受付期間　平成24年４月２日（月）９時から４月９日（月）まで。

なお、申込みは、４月９日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　点字及び拡大文字による試験等

⑴　試験の区分「法律」について、視覚障害のため活字印刷文による受験ができない者には、点字による試験を行う。

点字試験の第１次試験地は、６⑶にかかわらず、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市とする。

⑵　全ての試験の区分について、視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。